

**国民健康保険 標準負担額減額認定 申請書**  
**限度額適用・標準負担額減額認定**

受付	入力	(照合)
----	----	------

船橋市長 あて

注意事項及び長期入院該当を確認の上、次のとおり申請します。

被保険者証記号番号	船	申請日	年 月 日
世帯主	住所	船橋市	
	氏名	生年月日	年 月 日
	電話番号	個人番号※ (マイナンバー)	
限度額適用 減額対象者	氏名	生年月日	年 月 日
	続柄	世帯主からみて _____	個人番号※ (マイナンバー)

※個人番号(マイナンバー)が不明等により記入ができない場合は、記入無しでも受付いたします。  
 ※市民税非課税世帯(低所得Ⅰを除く)で、この1年間の入院日数が通算で90日を超えており、長期入院該当の認定申請をする場合は、下欄を記入し、入院期間が証明できるもの(入院期間が明記された領収書等)を添付してください。申請月の翌月から長期入院該当の適用となります。

過去 1年間の 入院	入院期間				入院をした保険医療機関の名称
	年 月 日	~	年 月 日		
	年 月 日	~	年 月 日		

**【注意事項】**

1. 限度額適用認定の対象者は、**69歳以下は保険料を滞納していない人、70歳以上74歳以下は所得区分が「市民税非課税世帯」「現役並み所得者Ⅰ」「現役並み所得者Ⅱ」の人**(所得区分が「一般」または「現役並み所得者Ⅲ」の人は、保険証を提示するだけで窓口負担を自己負担限度額までに抑えることができます)となります。**対象外の場合は交付できません。**事前に船橋市役所国保年金課に対象者となるかどうかを確認の上、申請してください。
2. 未申告者が世帯にいる場合の所得区分は、69歳以下は「区分ア」、70歳以上74歳以下は「一般」にて判定されます。転入等により所得区分が不明な場合は、未申告者と同様の扱いになることがあります。事前に船橋市役所国保年金課にお問い合わせください。
3. 窓口申請のみ、**保険証(限度額適用減額対象者または国保加入世帯主)が必要**となります。窓口または郵送にて申請する場合、**太枠内のすべてを記入**(長期入院該当者は過去1年間の入院欄も記入)の上、記入済みの申請書を提出してください。
4. 窓口交付は、国保年金課(船橋市役所本庁舎1階)または船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)となります。**入院等により窓口に来ることが難しい場合は、郵送にて対応いたしますので、船橋市役所国保年金課にご相談ください。**

**【お問い合わせ先】** 船橋市役所国保年金課 限度額適用認定証担当 電話：047-436-2395

継続・新規・変更 再交付・長期切替	適用区分 ※非課税は長期確認	入院開始日★	年 月 日
長期入院該当 ※非課税のみ	非該当・年 月 日	発効期日	年 月 日

★入院開始日が申請日の前月以前となる場合は、発効期日を必ず確認してから認定証を作成すること

対象者年齢	69歳以下 70歳以上	保険料滞納制限 ※69歳以下のみ	滞納無し 滞納有り	保険証確認 ※証有は窓口交付	対象者・世帯主 無
来庁者 住所：同・別	世帯主・夫・妻・ 子・( )	本人確認書類 ※証無のみ確認	免・保・パ・個・ 医・( )	交付方法	窓口・郵送 不可